

様式第16号 (第12条関係)



平成28年 4月 21日

三豊市長 横山 忠始 様

申請者 団体又は法人の所在地 三豊市山本町辻333番地 1
団体又は法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
代表者氏名 理事長 藤田 等
電話番号 0875-63-1501



地域内分権推進交付金実績報告書

平成27年 4月30日付け三政田第85号により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 実績報告額 10,118,493円

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 決算監査報告書
- (3) 財産目録
- (4) 貸借対照表
- (5) 収支計算書
- (6) 全役員名簿
- (7) 事業年度末の定款又は規約
- (8) その他市長が必要と認める書類

平成27年度事業報告書
(平成27年4月1日 ～ 平成28年3月31日)

法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

1、事業の成果

今年度の活動は、26年度の活動をベースに、よりレベルアップした活動を目指した。基本理念を「住民が楽しく、幸せで、安全に生活できるコミュニティの創造」とし、「幸せづくり活動（健康・福祉の充実）」を福祉部会で、「楽しさづくり活動（地域の魅力再創出）」を地域部会で、「安全・安心づくり活動（防災意識改革）」を安全部会で議論し、山本町の課題解決活動を行なった。山本町の課題を各部会で役割分担することで課題解決に時間等を掛けることができ、また、会員の事業参加時間も低減できた。その結果として、多くの個別事業（12事業36の活動を実施）が実行出来たと考えている。しかし、細分化することで推進隊山本の活動の全体像が理解できなくなった等の新しい課題がみられようになった。次年度以降の活動課題として広報部会で議論する必要があると思われるが、まず解決策の一つとして今年度後期に井戸端会議を復活し開催した。

2、重点事業の成果

① 健康推進事業

「健康長寿のまち山本」をテーマとして、高齢者が不安に思っている「がん」と「認知症」に焦点をあわせた活動を実施した。前年度活動の市健康課と協働で実施した「がん検診受診率アップを目指す」活動をさらに進め、健康に対する住民意識改革を目的に「がん予防講演会」・「わたしの健康ファイル作成」・「糖尿病予防講演会」を行なった。活動の成果として、山本町のがん検診率アップにつながっていると考えている。また、超高齢社会をつき進む山本町にとって重要課題の認知機能低下予防を目的に「認知症予防講演会」・「いきいき健康教室」・「認知症サポーター養成講座」・「いきいき健康教室OB会」を開催した。福祉部会では、年間を通じ「健康」の課題解決に特化した活動を実施した。

② 自主防災会支援事業

南海トラフ巨大地震に備えるために、防災意識の啓発と地区自主防災会の活動を支援する目的に、地域の防災・防災活動等の課題解決を行なった。山本町の防災関係者を対象に8月8日「防災講演会」（約120名参加）を開催した。また、今年2月7日に実施した「神田地区ふれあい防災訓練」に参加した。災害の少ない山本町だからこそ、防災・減災対策に取り組む必要があると考え、次年度も重点事業として推進して行く。

3、移譲業務

自治会長・衛生委員他 多くの住民に協力いただき、市からの移譲事業をつつがなく遂行できた。

2 個別事業報告書

(1)

事業名	健康推進事業（ヨーガ教室）	
事業内容	住み慣れた地域で健康を維持し、生きがいを見つけて生涯現役として活動できるように、毎月2回ヨーガ教室を開催した。教室が住民の集まる場「居場所づくり」となり、新しいコミュニティになっている。また、教室参加者に推進隊山本の活動を発信することができた。「例）講演会・教室開催の告知など」	
実施日時	毎月第2・第4水曜日 14:00～15:30	
実施場所	山本町農村環境改善センター2階和室	
参加者・受益者	ヨーガ教室申込者 (延人数 447人)	
役務提供者	会員、事務局 (実人数 人)	
	(延人数 72人)	
決算額	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
	収入額 204,000円	支出額 204,000円
	内訳 受取交付金 204,000円	内訳 諸謝金 204,000円

(2)

事業名	健康推進事業（グランドゴルフ大会）	
事業内容	4地区の住民交流を深めるとともに、健康維持増進をはかるため山本町民に声をかけ、「まちづくり推進隊山本理事長杯」を2回開催した。今年度より、小学生の参加があり世代間の交流もできた。また、他の団体主催の大会に用具の貸出しも行った。	
実施日時	8/5 15:00～21:00、1/7 8:30～12:00	
実施場所	山本町ふれあい公園多目的広場	
参加者・受益者	山本町住民 (延人数 170人)	
役務提供者	会員、グランドゴルフ同好会、事務局 (実人数 人)	
	(延人数 20人)	
決算額	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
	収入額 105,435円	支出額 105,435円
	内訳 受取交付金 105,435円	内訳 消耗品費 79,441円
		食糧費 15,540円
		保険料 3,654円
		賃借料 6,800円

(3)

事業名	健康推進事業（「こころ」と「からだ」のいきいき健康教室）	
事業内容	超高齢化社会を迎えようとしている山本町にとって、深刻な問題となっている「認知症」。認知症予防に取り組み、本人・家族・地域社会の幸せにつなげることを目的として、「こころ」と「からだ」のいきいき健康教室（全13回）を開催した。	
実施日時	5/26、6/2、6/9、6/16、6/23、6/30、7/7、7/14、7/21、8/4、8/11、8/18、9/28	
実施場所	山本町保健センター2階	
参加者・受益者	山本町住民（延人数 339人）	
役務提供者	講師（ルネッサンス）、会員、事務局（実人数 人） （延人数 72人）	
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
決算額	収入額 281,795円	支出額 281,795円
	内訳 受取交付金 95,195円	内訳 業務委託費 266,760円
	受取負担金 186,600円	消耗品費 4,671円
		通信運搬費 4,182円
		食糧費 6,182円

(4)

事業名	健康推進事業（認知症予防講演会）	
事業内容	認知症を正しく理解して、認知症予防に取り組み地域社会の幸せにつなげることを目的として、西香川病院の大塚智丈先生を招いて認知症講演会を開催した。	
実施日時	4/25（土）	
実施場所	山本庁舎2階会議室	
参加者・受益者	山本町住民（延人数 130人）	
役務提供者	会員、講師、事務局（実人数 人） （延人数 30人）	
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
決算額	収入額 68,903円	支出額 68,903円
	内訳 受取交付金 68,903円	内訳 業務委託費 67,653円
		消耗品費 1,250円

(5)

事業名	健康推進事業（いきいき健康教室〇Ｂ会）	
事業内容	いきいき健康教室参加者を対象に〇Ｂ会を開催した。また、事業の延長線上に「コミュニティカフェ」の展開を模索するため、教室開催時にカフェを開催した。	
実施日時	1/18、3/8	
実施場所	山本町保健センター2階	
参加者・受益者	山本町住民（延人数 37人）	
役務提供者	会員、講師、事務局（実人数 人）	
	（延人数 12人）	
決算額	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
	収入額 28,588円	支出額 28,588円
	内訳 受取交付金 15,688円	内訳 消耗品費 835円
	受取負担金 12,900円	食糧費 12,633円
		業務委託費 15,120円

(6)

事業名	健康推進事業（認知症サポーター養成講座）	
事業内容	本人・家族・地域が幸せになるために、「認知症」をテーマに課題解決をするため、認知症サポーター養成講座を開催した。開催は、推進隊山本が企画し、実施主体は三豊市地域包括センターが行った。	
実施日時	10/27、12/12	
実施場所	山本町保健センター2階	
参加者・受益者	山本町住民（延人数 59人）	
役務提供者	会員、市職員、講師、事務局（実人数 人）	
	（延人数 14人）	
決算額	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
	収入額 9,432円	支出額 9,432円
	内訳 受取交付金 9,432円	内訳 消耗品費 2,208円
		会議費 7,224円

(7)

事業名	健康推進事業（市健康課と協働活動）	
事業内容	昨年度、健康課と協働活動の「山本町の健康を考える集い」を実施した結果、具体的な課題が見えてきた。山本町のがん受診率をアップさせるために「がん予防講演会」を企画した。また、検診結果をファイルに保管して健康管理に役立ててもらうため、講演会とがん検診期間にアンケートを提出した人に、会員手作りの「わたしの健康ファイル」を配布した。	
実施日時	6/20、7/22、7/23、7/24、7/27、7/28	
実施場所	山本町保健センター	
参加者・受益者	山本町住民（延人数 410人）	
役務提供者	会員、事務局（実人数 人）	
	（延人数 24人）	
決算額	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
	収入額 105,611円	支出額 105,611円
	内訳 受取交付金 105,611円	内訳 消耗品費 57,672円
		業務委託費 45,779円
		通信運搬費 2,160円

(8)

事業名	健康推進事業（がん予防講演会）	
事業内容	がんの知識を学んでもらい、定期健診・早期発見・早期治療の重要性を認識してもらうため、三豊総合病院の遠藤日登美先生を招いてがん予防講演会を開催した。山本町のがん受診率アップにつながった。	
実施日時	6/20（土）	
実施場所	山本庁舎2階会議室	
参加者・受益者	山本町住民（延人数 120人）	
役務提供者	会員、市職員、講師、事務局	（実人数 人） （延人数 22人）
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
決算額	収入額 56,030円	支出額 56,030円
	内訳 受取交付金 56,030円	内訳 消耗品費 1,275円
		業務委託費 2,779円
		諸謝金 50,000円
		通信運搬費 1,976円

(9)

事業名	健康推進事業（糖尿病予防講演会）	
事業内容	糖尿病予防を理解し、健康長寿の町を目指すことを目的に、日本糖尿病療養指導士・管理栄養士の茨木洋子氏を招いて糖尿病予防講演会を開催した。講演会后、健康課から山本町のがん検診受診率向上事業の成果の報告も行った。	
実施日時	2/20（土）	
実施場所	山本庁舎2階会議室	
参加者・受益者	山本町住民（延人数 120人）	
役務提供者	会員、市職員、講師、事務局	（実人数 人） （延人数 20人）
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
決算額	収入額 26,906円	支出額 26,906円
	内訳 受取交付金 26,906円	内訳 消耗品費 4,590円
		諸謝金 20,000円
		業務委託費 2,316円

(10)

事業名	健康推進事業（ペタンク大会）		
事業内容	高齢者の健康保持増進を図ることを目的としてペタンク大会（まちづくり推進隊山本理事長杯）を開催した。ペタンクを普及することで、地域住民相互の交流の場となった。大会は、山本町長寿会の協賛で実施し、主管を依頼した。また、ペタンク用具を購入し、練習・他の大会参加用に貸出を行なった。		
実施日時	3/29		
実施場所	山本町ふれあい公園ゲートボール場		
参加者・受益者	山本町住民（延人数 36人）		
役務提供者	会員、山本町長寿会、事務局（実人数 人）		
	（延人数 25人）		
決算額	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
	収入額	171,426円	支出額 171,426円
	内訳 受取交付金	171,426円	内訳 消耗品費 166,870円
			食糧費 3,800円
			保険料 756円

(11)

事業名	高齢者生活サポート事業（粗大ごみ持ち込みお手伝い）		
事業内容	年2回の「粗大ごみ出張回収」時に、独居高齢者・高齢者のみの家庭を対象に粗大ごみ持ち込みのお手伝いを行った。活動前に粗大ごみの確認と打合せのために訪問し、高齢者の見守り活動の一環にもなっている。（無償ボランティア活動）		
実施日時	8/23、2/28		
実施場所	庵上・庵下・西上		
参加者・受益者	3自治会高齢者（延人数 11人）		
役務提供者	会員、事務局（実人数 人）		
	（延人数 18人）		
決算額	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
	収入額	0円	支出額 0円

(12)

事業名	高齢者生活サポート事業（元気会送迎支援）		
事業内容	「居場所づくり」である元気会に、参加したくても移動手段がなく参加できない人（交通弱者）を対象に、タクシーで移動手段（往復）を支援した。一部自己負担（1人300円）とし、差額を業務委託費としてタクシー会社に支払った。		
実施日時	毎月1回の元気会		
実施場所	各地区公民館分館		
参加者・受益者	各地区元気会会員（延人数 121人）		
役務提供者	元気会世話人、事務局（実人数 人）		
	（延人数 87人）		
決算額	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
	収入額	41,840円	支出額 41,840円
	内訳 受取交付金	41,840円	内訳 業務委託費 41,840円

(13)

事業名	高齢者生活サポート事業（「プチボラ」人材バンク・派遣）	
事業内容	各地域のサロンなどで開催した「うどん教室」に、指導者として「うどん同好会」メンバーを派遣した。システムとしては完成したが、普及には時間が必要と考えている。	
実施日時	6/11、9/30、12/6、12/12、2/15	
実施場所	各サロン会場	
参加者・受益者	山本町住民（延人数 67人）	
役務提供者	会員、うどん同好会（実人数 人） （延人数 28人）	
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
決算額	収入額 15,000円	支出額 15,000円
	内訳 受取交付金 15,000円	内訳 諸謝金 15,000円
		@3,000円×5回

(14)

事業名	環境美化事業（EMぼかし）	
事業内容	生ごみ減量化対策として、EM菌を利用したぼかしづくりを行った。ごみ減量化に対する意識がさらに向上できた。また、生ごみ処理容器1個は自己負担し、1個は推進隊山本が補助した。EMボカシで出来た肥料は家庭菜園で使用し、健康増進につながっている。	
実施日時	9/19	
実施場所	山本庁舎前駐車場	
参加者・受益者	山本町住民（延人数 44人）	
役務提供者	会員、事務局（実人数 人） （延人数 10人）	
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
決算額	収入額 61,382円	支出額 61,382円
	内訳 受取交付金 46,262円	内訳 消耗品費 51,974円
	受取負担金 15,120円	食糧費 4,816円
		通信運搬費 4,592円

(15)

事業名	食文化伝承事業（麺打ち教室開催）	
事業内容	推進隊山本と河内アグリ活動組織・うどん同好会との共催で実施した。休耕田を利用した農地で、そばの種まきから刈り取りを体験し、収穫したそばで「そば打ち教室」を開催した。また、他のそば打ち教室・うどん教室に麺打ち道具の貸出しも行った。	
実施日時	9/5、11/13、12/16、12/20	
実施場所	河内休耕田、財田大野分館	
参加者・受益者	山本町住民（延人数 51人）	
役務提供者	会員、うどん同好会、事務局（実人数 人） （延人数 24人）	
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
決算額	収入額 13,369円	支出額 13,369円
	内訳 受取交付金 13,369円	内訳 消耗品費 3,369円
		業務委託費 10,000円

(16)

事業名	魅力あふれる地域づくり事業（天神山遊歩道の整備）		
事業内容	住み慣れた地域で自然とふれあうことができ、憩いの場所として再活用するために、天神山遊歩道の草刈り・木の伐採・落ち葉掻きなどの整備を行った。活動は財田西老人会会員と推進隊山本会員が行った。		
実施日時	12/10		
実施場所	天神山遊歩道		
参加者・受益者	山本町住民（延人数 一人）		
役務提供者	会員、財田西老人会、財田西有志（実人数 人）		（延人数 29人）
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
決算額	収入額	36,632円	支出額 36,632円
	内訳 受取交付金	36,632円	内訳 消耗品費 34,224円
			食糧費 2,408円

(17)

事業名	魅力あふれる地域づくり事業（貸し農園）		
事業内容	休耕田対策として農地を活用して市民農園を開設する。市民農園は、野菜作りしたい人に斡旋する。今年度は、貸し農園の開設に向けて様々な課題を地域部会で話し合った結果、平成28年度前期に開設する予定である。		
実施日時	毎月1回		
実施場所	地域部会		
参加者・受益者	会員（延人数 75人）		
役務提供者			（実人数 人）
			（延人数 一人）
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
決算額	収入額	0円	支出額 0円

(18)

事業名	魅力あふれる地域づくり事業（たけのこ園の整備）		
事業内容	神田小学校が地域の協力を得て、たけのこ園の整備を行っていたが、閉校になるため、今年度より推進隊山本が引き継ぎ、草刈り・竹の伐採などの維持管理を行った。また、竹林所有者と土地賃貸借契約を交わした。		
実施日時	5/14、5/15、7/13、1/13、		
実施場所	たけのこ園		
参加者・受益者	山本町住民（延人数 一人）		
役務提供者	会員、事務局（実人数 人）		（延人数 23人）
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
決算額	収入額	74,944円	支出額 74,944円
	内訳 受取交付金	74,944円	内訳 消耗品費 64,439円
			食糧費 505円
			地代家賃 10,000円

(19)

事業名	魅力あふれる地域づくり事業（ひまわりまつり）	
事業内容	河内アグリ活動組織と共催で、休耕田にひまわり迷路を作り「ひまわりまつり」を開催した。また、ひまわりまつり開催時に撮影会を実施し、9月30日から山本庁舎市民ギャラリーで「ひまわり写真展」を開催した。	
実施日時	8/9、8/23、9/16、9/30	
実施場所	河内休耕田、山本庁舎市民ギャラリー	
参加者・受益者	山本町住民（延人数 60人）	
役務提供者	会員、河内アグリ活動組織、（実人数 人）	
	写真クラブ、事務局（延人数 32人）	
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
決算額	収入額 41,258円	支出額 41,258円
	内訳 受取交付金 41,258円	内訳 消耗品費 6,054円
		業務委託費 20,054円
		諸謝金 15,150円

(20)

事業名	健全育成事業（たけのこを通しての交流）	
事業内容	神田小学校の児童が、たけのこ園で「たけのこ掘り」を行った。また、神田幼稚園と山本保育所の園児を招いて、子ども達の交流会を企画し自然の素晴らしさを学んだ。推進隊山本の会員が地域住民と一緒に神田小学校の児童を支援した。	
実施日時	4/8、4/14、4/17	
実施場所	たけのこ園	
参加者・受益者	神田小学校、神田幼稚園、山本保育所、 山本町町内特別支援学級の子どもたち（延人数 170人）	
役務提供者	会員、神田小学校教員・高学年児童（実人数 人）	
	地域の人（延人数 42人）	
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
決算額	収入額 32,495円	支出額 32,495円
	内訳 受取交付金 32,495円	内訳 消耗品費 19,722円
		賄材料費 7,925円
		食糧費 4,848円

(21)

事業名	健全育成事業（演劇の観劇会）	
事業内容	演劇は、登場人物の心の動きや自分に置き換えての思考など、子どもの情操教育に非常に有効である。今年度は、劇団員との協議を重ね、公演に向け部会で話し合った。平成28年度6月頃に幼稚園で公演の予定である。	
実施日時	毎月1回	
実施場所	地域部会	
参加者・受益者	会員、劇団員（延人数 75人）	
役務提供者	（実人数 人）	
	（延人数 一人）	
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
決算額	収入額 0円	支出額 0円

(22)

事業名	健全育成事業（園児の麺づくり体験学習）	
事業内容	課外学習の一環として、大野幼稚園児がうどん作りに挑戦し、うどん作りの楽しさや郷土の食文化を学び、地域の人との交流を深めた。	
実施日時	6/17	
実施場所	財田大野分館	
参加者・受益者	大野幼稚園園児（延人数 56人）	
役務提供者	会員、うどん同好会（実人数 人）	
	（延人数 7人）	
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
決算額	収入額	8,269円
	支出額	8,269円
	内訳 受取交付金	7,159円
	内訳 賄材料費	8,269円
	雑収益	1,110円

(23)

事業名	里山整備事業（立石山登山道の整備）	
事業内容	今年度は、別所側登山道ルート of 急勾配を中心に階段や手摺りロープの設置などを整備した。また、例年通り登山道の草刈や落ち葉掻きも行った。	
実施日時	10/6、10/24、11/8、11/25	
実施場所	南立石公民館、立石山	
参加者・受益者	山本町住民、登山者（延人数 一人）	
役務提供者	会員、自治会長、公民館（実人数 人）	
	食改、地区社協、地元有志（延人数 73人）	
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
決算額	収入額	84,607円
	支出額	84,607円
	内訳 受取交付金	84,607円
	内訳 消耗品費	66,703円
	業務委託費	12,000円
	食糧費	5,904円

(24)

事業名	里山整備事業（ぼだい山登山道の整備）	
事業内容	広域農道の開通工事で、ぼだい山の登山道が寸断され、安全な登山ができない状態になっていた。辻地区社協と共催で、ぼだい山の案内板を作製して設置した。また、辻地区社協と「ぼだい山案内板の新設に関する覚書」を交わし維持管理を依頼した。	
実施日時	5/17、3/20	
実施場所	ぼだい山登山道	
参加者・受益者	山本町住民、登山者（延人数 一人）	
役務提供者	会員、辻地区社協、地元有志（実人数 人）	
	（延人数 20人）	
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
決算額	収入額	109,400円
	支出額	109,400円
	内訳 受取交付金	109,400円
	内訳 消耗品費	39,400円
	構築物	70,000円

(25)

事業名	広報事業（山本町暮らしの情報）	
事業内容	山本町の行事予定をカレンダー形式に記載し、各世帯に配布した。特に保育所・幼稚園・小学校・中学校・公民館行事を中心に情報収集した。毎月発行することで住民に浸透してきている。特にごみ収集日の確認に利用されている。	
実施日時	毎月1回	
実施場所	事務所	
参加者・受益者	山本町住民（延人数 一人）	
役務提供者	広報部会会員、事務局（実人数 人）	
	（延人数 61人）	
決算額	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
	収入額 103,680円	支出額 103,680円
	内訳 受取交付金 103,680円	内訳 消耗品費 103,680円

(26)

事業名	広報事業（まちづくり便り）	
事業内容	暮らしの情報の裏面を利用して、前月に行った行事の写真等を掲載して町内の市民活動等を紹介した。「推進隊からのお知らせ」欄を設け、推進隊山本の広報の役割も果たしている。	
実施日時	毎月1回	
実施場所	事務所	
参加者・受益者	山本町住民（延人数 一人）	
役務提供者	広報部会会員、事務局（実人数 人）	
	（延人数 61人）	
決算額	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
	収入額 0円	支出額 0円

(27)

事業名	広報事業（活動参加の仕組み）	
事業内容	まちづくり活動に参加し易い環境作りとして、会員が気楽に楽しみながら参加できる仕組み作りをした。会員カードと活動ポイントカードを兼ねたカードを作製した。	
実施日時	通年	
実施場所	事務所	
参加者・受益者	会員（延人数 68人）	
役務提供者	事務局（実人数 人）	
	（延人数 12人）	
決算額	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
	収入額 73,860円	支出額 73,860円
	内訳 受取交付金 73,860円	内訳 消耗品費 17,820円
		業務委託費 14,040円
		諸謝金 42,000円

(28)

事業名	広報事業（広報紙の発行）	
事業内容	推進隊山本の活動内容を半期毎にまとめて写真等で紹介し、山本町民にまちづくり推進隊山本の活動を周知した。年2回（8/1発行第3号・1/1発行第4号）発行した。	
実施日時	年2回	
実施場所	事務所	
参加者・受益者	山本町住民（延人数 一人）	
役務提供者	広報部会会員、事務局（実人数 人）	
	（延人数 24人）	
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
決算額	収入額	129,600円
	支出額	129,600円
	内訳 受取交付金	129,600円
	内訳 印刷製本費	129,600円

(29)

事業名	広報事業（会員募集）	
事業内容	会員研修事業の中で視察研修時、体験入隊会員として参加してもらい会員募集をおこなった。	
実施日時	10/7、12/11	
実施場所		
参加者・受益者	体験入隊者（延人数 26人）	
役務提供者	会員（実人数 人）	
	（延人数 44人）	
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
決算額	収入額	0円
	支出額	0円

(30)

事業名	会員研修事業（視察研修）	
事業内容	まちづくり活動に対する知識習得のため、視察研修（勉強会）を開催し会員のスキルアップを図った。また、会員相互の親睦にもつながった。今年度は市民農園開設のため①兵庫県エコファーム（貸し農園）②愛媛県内子町（道の駅）を視察研修した。	
実施日時	10/7、12/11	
実施場所	兵庫県エコファーム、愛媛県内子	
参加者・受益者	会員、体験入隊者（延人数 70人）	
役務提供者	広報部会・地域部会会員、事務局（実人数 人）	
	（延人数 23人）	
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
決算額	収入額	476,770円
	支出額	476,770円
	内訳 受取交付金	476,770円
	内訳 賃借料	293,456円
	内訳 旅費交通費	59,720円
	内訳 研修費	91,200円
	内訳 保険料	21,000円
	内訳 食糧費	9,632円
	内訳 消耗品費	1,762円

(31)

事業名	会員研修事業（井戸端会議）		
事業内容	会員が気楽に参加できる居場所づくりとして「井戸端会議」を実施した。また、推進隊山本の全体像を議論する機会と捉え開催した。この会議で会員相互の意見交換ができた。		
実施日時	1/27、2/24、3/23		
実施場所	山本庁舎2階会議室		
参加者・受益者	推進隊会員 (延人数 46人)		
役務提供者	(実人数 人)		
	(延人数 一人)		
	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
決算額	収入額	4,816円	支出額 4,816円
	内訳 受取交付金	4,816円	内訳 会議費 4,816円

(32)

事業名	自主防災活動推進事業（防災講演会・研修会）		
事業内容	南海トラフ地震の大規模地震発生予想、集中豪雨の発生等を踏まえ、自主防災支援・平時の防災啓発活動を行うことを目的に、香川県危機管理課・防災指導監の増田恭士氏を招いて防災講演会を行った。また、自主防災会の三観広域消防本部体験研修を支援した。		
実施日時	7/31、8/8		
実施場所	山本庁舎2階会議室、三観広域消防本部		
参加者・受益者	山本町住民 (延人数 160人)		
役務提供者	会員、講師、事務局 (実人数 人)		
	(延人数 14人)		
	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
決算額	収入額	8,517円	支出額 8,517円
	内訳 受取交付金	8,517円	内訳 旅費交通費 1,900円
			業務委託費 2,779円
			諸謝金 1,430円
			食糧費 2,408円

(33)

事業名	自主防災活動推進事業（防災訓練）		
事業内容	神田地区ふれあい防災訓練にまちづくり推進隊の1ブースを出して参加した。ブース内では、火災警報器の啓発・防災訓練用機材の紹介・救護所の設置を行った。		
実施日時	2/7		
実施場所	神田小学校グラウンド		
参加者・受益者	山本町住民 (延人数 400 人)		
役務提供者	会員、各地区防災会他 (実人数 人)		
	(延人数 60人)		
	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
決算額	収入額	93,715円	支出額 93,715円
	内訳 受取交付金	93,715円	内訳 消耗品費 93,315円
			印刷製本費 400円

(34)

事業名	危機管理事業（災害に強いまちづくり研究会）		
事業内容	安全部会を中心として、山本町の災害時の備えや対応を研究した。また、災害時に地域のリーダーとして活動できるように知識・技術を習得研究（防災士研修会参加等）した。災害時の対応のため防災訓練でホイッスルを配布した。		
実施日時	安全部会開催時		
実施場所	山本庁舎1階会議室		
参加者・受益者	安全部会会員（延人数 92人）		
役務提供者	安全部会会員（実人数 人）		
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
決算額	収入額	62,100円	支出額 62,100円
	内訳 受取交付金	62,100円	内訳 消耗品費 62,100円

(35)

事業名	危機管理事業（救護所設置活動）		
事業内容	日頃から災害発生時のことを考えて救護所の設置活動をした。まちづくり推進隊が開催するイベントに救護所として活動、また、救急箱のみで対応したイベント（10件）もあった。また、救護所用具の貸出しも行った。		
実施日時	8/9、10/7、10/27、12/10、12/11、12/12、1/7、1/13、1/18、2/7、2/20、3/8、3/29		
実施場所	各イベント会場		
参加者・受益者	山本町住民（延人数 800人）		
役務提供者	会員（救急救命士・看護師）、事務局（実人数 人）		
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
決算額	収入額	85,130円	支出額 85,130円
	内訳 受取交付金	85,130円	内訳 消耗品費 84,130円
			旅費交通費 1,000円

(36)

事業名	高齢者生活安全事業（火災警報器設置支援）		
事業内容	山本町の独居高齢者・高齢者のみ世帯に火災警報器取付けの支援のため、チラシや防災訓練で周知を行った。また、火災警報器説明版を作成して、活動時に使用した。		
実施日時	11月号広報配布時、2/7（防災訓練）		
実施場所	神田小学校		
参加者・受益者	山本町住民（延人数 一人）		
役務提供者	安全部会会員、事務局（実人数 人）		
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
決算額	収入額	33,554円	支出額 33,554円
	内訳 受取交付金	33,554円	内訳 消耗品費 33,554円

(37) 移譲業務

事業名	公共施設管理	
事業内容	消耗品等の補充、及び施設管理課・健康課と協議して軽微な修繕を行った。	
実施日時	通年	
実施場所	山本町保健センター、老人ふれあいプラザ、山本町農村環境改善センター	
参加者・受益者	山本町住民 (延人数 一人)	
役務提供者	事務局 (実人数 2人)	
	(延人数 一人)	
決算額	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
	収入額 120,806円	支出額 120,806円
	内訳 受取交付金 120,806円	内訳 消耗品費 113,246円
		修繕費 7,560円

(38) 移譲業務

事業名	防犯灯管理	
事業内容	既存防犯灯の修繕業務(受付・手配・支払業務)(75件) 交通安全施設の要望、防犯灯の新設要望の受付	
実施日時	通年	
実施場所	山本町内	
参加者・受益者	山本町住民 (延人数 一人)	
役務提供者	事務局 (実人数 2人)	
	(延人数 一人)	
決算額	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
	収入額 238,896円	支出額 238,896円
	内訳 受取交付金 238,896円	内訳 修繕費 238,896円

(39) 移譲業務

事業名	交通安全	
事業内容	町民の交通安全意識向上のため、交通安全週間に街頭キャンペーンを実施した。	
実施日時	5/20 7:30~8:30、7/6 7:30~8:30、9/30 17:00~18:00	
実施場所	長瀬橋交差点、山本支所東側交差点	
参加者・受益者	山本町住民 (延人数 一人)	
役務提供者	事務局、交通指導員、交通安全母の会、 (実人数 2人)	
	高齢者交通指導員、交通安全協会、三豊警察署 (延人数 98人)	
決算額	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
	収入額 14,448円	支出額 14,448円
	内訳 受取交付金 14,448円	内訳 食糧費 14,448円

(40) 移譲業務

事業名	三豊市自治会連合会山本支部事務局	
事業内容	三豊市自治会連合会山本支部に関する事務を行った。(役員会、総会、広報配布業務等)	
実施日時	通年	
実施場所	—	
参加者・受益者	山本町住民 (延人数 一人)	
役務提供者	事務局 (実人数 2人)	
	(延人数 人)	
決算額	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
	収入額 300,000円	支出額 300,000円
	内訳 受取交付金 300,000円	内訳 支払助成金 300,000円
		5,000円×60自治会
	※三豊市自治会連合会山本支部(別会計)として事業を実施	

(41) 移譲業務

事業名	三豊市地区衛生組織連合会山本支部事務局	
事業内容	三豊市地区衛生組織連合会山本支部に関する事務を行った。(役員会、総会、視察研修、クリーン作戦、紙ひも・ごみ袋配布、河川清掃、ダンボールコンポスト受付配布等)	
実施日時	通年	
実施場所	山本町内	
参加者・受益者	山本町住民 (延人数 一人)	
役務提供者	事務局 (実人数 2人)	
	(延人数 人)	
決算額	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
	収入額 一円	支出額 一円
	※三豊市地区衛生組織連合会山本支部(別会計)として事業を実施	

(42) 移譲業務

事業名	その他の移譲業務	
事業内容	グリーンパトロールの窓口、イベント用品貸出しに関する事務、講演会整理券配布業務等を行った。	
実施日時	通年	
実施場所	山本町内	
参加者・受益者	山本町住民 (延人数 一人)	
役務提供者	事務局 (実人数 2人)	
	(延人数 人)	
決算額	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
	収入額 一円	支出額 一円
	内訳 受取交付金	内訳 円

3 総会、代議員会、理事会等の開催状況

(総会)

会 議 名	特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本通常総会		
開 催 日 時	平成27年 4月22日	19時～20時30分	出席状況 出席者数29人 委任状17人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人選任について 第2号議案 平成26年度事業報告・決算報告について 第3号議案 平成27年度事業計画（案）・収支予算（案）について 第4号議案 次期役員選任について		

(理事会)

会 議 名	第1回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	平成27年 4月14日	19時～20時30分	出席状況 出席者数11人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 平成26年度事業報告及び収支決算について 第3号議案 平成27年度事業計画（案）及び収支予算（案）について 第4号議案 平成27年度総会について		

会 議 名	第2回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	平成27年 5月21日	19時～20時25分	出席状況 出席者数15人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告について 第3号議案 活動実施提案書について 第4号議案 活動提案書について		

会 議 名	第3回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	平成27年 7月10日	19時～21時05分	出席状況 出席者数11人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告について 第3号議案 第1 四半期会計報告について 第4号議案 活動提案書について 第5号議案 活動実施提案書について		

会 議 名	第4回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	平成27年 8月28日	19時～20時35分	出席状況 出席者数10人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告について 第3号議案 活動提案書について		

会 議 名	第5回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	平成27年10月22日	19時～20時45分	出席状況 出席者数11人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 平成27年度上半期の活動報告について 第3号議案 平成27年度上半期の会計報告について 第4号議案 活動提案書について 第5号議案 活動実施提案書について		

会 議 名	第6回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	平成27年12月 2日	19時～20時25分	出席状況 出席者数12人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告について 第3号議案 活動提案書について		

会 議 名	第7回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	平成28年 2月18日	19時～20時40分	出席状況 出席者数12人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 平成27年度第3四半期活動結果報告について 第3号議案 平成27年度第3四半期会計報告について 第4号議案 定款変更について 第5号議案 平成28年度事務局職員雇用について 第6号議案 活動実施提案書について 第7号議案 活動提案書について		

会 議 名	第8回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	平成28年 3月25日	19時～20時50分	出席状況 出席者数9人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 平成28年度活動提案書（案）について 第3号議案 平成28年度総会について 第4号議案 活動提案書について		

様式第18号 (第12条関係)

決算監査報告書

法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
代表者氏名 理事長 藤田 等 様

平成27年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

平成28年 4月11日

法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

監事 岩本忠博  印

監事 秋山章裕  印

これは、決算監査報告書の原本に相違ありません。

香川県三豊市山本町辻333番地1

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

理事長 藤田 等



決 算 報 告 書

第 4 期

自 平成27年 4月 1日

至 平成28年 3月31日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

香川県三豊市山本町辻333番地1



貸借対照表

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
全事業所

[税込] (単位: 円)
平成28年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受交付金	2,700,507
小口 現金	30,000	預り金 (源泉所得税)	18,180
普通 預金	2,692,369	預り金 (労働保険料)	2,312
現金・預金 計	2,722,369	流動負債 計	2,720,999
流動資産合計	2,722,369	負債合計	2,720,999
【固定資産】		正 味 財 産 の 部	
(有形固定資産)		【正味財産】	
構 築 物	92,592	前期繰越正味財産額	370,062
機械及び装置	95,646	当期正味財産増減額	△66,719
什器 備品	113,735	正味財産 計	303,343
有形固定資産 計	301,973	正味財産合計	303,343
固定資産合計	301,973		
資産合計	3,024,342	負債及び正味財産合計	3,024,342

財 産 目 録

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
全事業所

[税込] (単位:円)
平成28年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

小口 現金 30,000

普通 預金 2,692,369

現金・預金 計 2,722,369

流動資産合計 2,722,369

【固定資産】

(有形固定資産)

構 築 物 92,592

機械及び装置 95,646

什器 備品 113,735

有形固定資産 計 301,973

固定資産合計 301,973

資産の部 合計 3,024,342

《負債の部》

【流動負債】

前受交付金 2,700,507

預り金 (源泉所得税) 18,180

預り金 (労働保険料) 2,312

流動負債 計 2,720,999

負債の部 合計 2,720,999

正味財産 303,343

活 動 計 算 書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取負担金	214,620	
受取交付金	10,118,493	10,333,113

【その他収益】

受取 利息	571	
雑 収 益	1,110	1,681

経常収益 計

10,334,794

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計	0
------	---

(その他経費)

業務委託費(事業)	501,120
諸 謝 金(事業)	347,580
印刷製本費(事業)	130,000
会 議 費(事業)	12,040
旅費交通費(事業)	62,620
通信運搬費(事業)	12,910
消耗品 費(事業)	1,114,304
食 糧 費(事業)	83,124
修 繕 費(事業)	246,456
賄材料費(事業)	16,194
地代 家賃(事業)	10,000
賃 借 料(事業)	300,256
減価償却費(事業)	32,952
保 險 料(事業)	25,410
研 修 費(事業)	91,200
支払助成金	300,000

その他経費計

3,286,166

事業費 計

3,286,166

【管理費】

(人件費)

給料 手当	4,314,007
役員 報酬	664,000
役員議事報償費	279,000
法定福利費	640,100
人件費計	5,897,107

(その他経費)

印刷製本費	137,263
会 議 費	38,528
旅費交通費	20,190
車両燃料費	20,755
通信運搬費	238,009
消耗品 費	164,620
修 繕 費	14,900

活 動 計 算 書

[税込] (単位：円)

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日

水道光熱費	41,700		
新聞図書費	27,648		
減価償却費	104,338		
保 険 料	173,328		
リース 料	123,480		
業務委託料	<u>113,481</u>		
その他経費計	<u>1,218,240</u>		
管理費 計		<u>7,115,347</u>	
経常費用 計			<u>10,401,513</u>
当期経常増減額			<u>△66,719</u>
【経常外収益】			
経常外収益 計			0
【経常外費用】			
経常外費用 計			<u>0</u>
税引前当期正味財産増減額			<u>△66,719</u>
当期正味財産増減額			<u>△66,719</u>
前期繰越正味財産額			<u>370,062</u>
次期繰越正味財産額			<u><u>303,343</u></u>

損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
全事業所

[税込] (単位:円)

自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取負担金 214,620

受取交付金 10,118,493

【その他収益】

受取 利息 571

雑 収 益 1,110

経常収益 計

10,334,794

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計 0

(その他経費)

業務委託費(事業) 501,120

諸 謝 金(事業) 347,580

印刷製本費(事業) 130,000

会 議 費(事業) 12,040

旅費交通費(事業) 62,620

通信運搬費(事業) 12,910

消耗品 費(事業) 1,114,304

食 糧 費(事業) 83,124

修 繕 費(事業) 246,456

賄材料費(事業) 16,194

地代 家賃(事業) 10,000

賃 借 料(事業) 300,256

減価償却費(事業) 32,952

保 険 料(事業) 25,410

研 修 費(事業) 91,200

支払助成金 300,000

その他経費計 3,286,166

事業費 計

3,286,166

【管理費】

(人件費)

給料 手当 4,314,007

役員 報酬 664,000

役員議事報償費 279,000

法定福利費 640,100

人件費計 5,897,107

(その他経費)

印刷製本費 137,263

会 議 費 38,528

旅費交通費 20,190

車両燃料費 20,755

通信運搬費 238,009

消耗品 費 164,620

修 繕 費 14,900

損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
全事業所

[税込] (単位:円)

自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日

水道光熱費	41,700	
新聞図書費	27,648	
減価償却費	104,338	
保 険 料	173,328	
リース 料	123,480	
業務委託料	113,481	
その他経費計	1,218,240	
管理費 計		7,115,347
経常費用 計		10,401,513
当期経常増減額		△66,719
【経常外収益】		
経常外収益 計		0
【経常外費用】		
経常外費用 計		0
税引前当期正味財産増減額		△66,719
当期正味財産増減額		△66,719
前期繰越正味財産額		370,062
次期繰越正味財産額		303,343

全 役 員 名 簿

（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

役名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	藤田 等	三豊市山本町財田西1183番地1	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日
副理事長	圖子 鎮雄	三豊市山本町大野811番地1	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日
副理事長	近藤 雅春	三豊市山本町神田959番地3	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日
理事	永田 剛之	三豊市山本町辻3426番地	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日	なし
理事	藤田 穂	三豊市山本町河内2186番地	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日	なし
理事	藤川 香織	三豊市山本町河内1689番地	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日	なし
理事	高橋 寛栄	三豊市山本町大野2706番地1	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日	なし
理事	岩倉 道夫	三豊市山本町神田2960番地	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日	なし
理事	近藤クミ子	三豊市山本町神田1459番地4	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日	なし
理事	中西 克人	三豊市山本町辻2278番地	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 27 年 4 月 22 日	なし
理事	藤原 啓子	三豊市山本町辻3774番地4	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 27 年 4 月 22 日	なし
理事	小野 洋二	三豊市山本町大野3084番地	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 27 年 4 月 22 日	なし
理事	森 善四郎	三豊市山本町神田1211番地	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 27 年 4 月 22 日	なし
理事	岩本 忠博	三豊市山本町河内1000番地8	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 27 年 4 月 22 日	なし
理事	大橋 正幸	三豊市山本町辻1353番地	平成 27 年 4 月 22 日～ 平成 28 年 3 月 31 日	なし
理事	白川 良三	三豊市山本町河内3157番地1	平成 27 年 4 月 22 日～ 平成 28 年 3 月 31 日	なし

理事	藤川 和子	三豊市山本町大野269番地27	平成 27 年 4 月 22 日～ 平成 28 年 3 月 31 日	なし
理事	片桐 淳一	三豊市山本町神田3991番地2	平成 27 年 4 月 22 日～ 平成 28 年 3 月 31 日	なし
監事	白川 晶弘	三豊市山本町河内932番地	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 27 年 4 月 22 日	なし
監事	秋山 章裕	三豊市山本町辻1914番地	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日
監事	岩本 忠博	三豊市山本町河内1000番地8	平成 27 年 4 月 22 日～ 平成 28 年 3 月 31 日	平成 27 年 4 月 22 日～ 平成 28 年 3 月 31 日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市山本町辻 333 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい山本町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人又は団体

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 賛助会員である団体が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事3人以上16人以内
- (2) 監事2人以上5人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事長及び副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 5 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。

- 2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。

- 3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。
- 4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 理事の選任又は解任
- (7) 監事の選任又は解任
- (8) 理事及び監事の職務及び報酬
- (9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 一般会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号に規定するときを除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、一般会員総数の2分の1以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前 2 項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 一般会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者があるときは、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 2 分の 1 以上の同意があったときは、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
- 4 前 2 項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用について

は、理事会に出席したものとみなす。

- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限り）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限り）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。)をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第54条 この法人の活動区域は、香川県三豊市山本町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第11章 雑則

(雑則)

第56条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	藤田 等
副理事長	圖子 鎮雄
副理事長	近藤 雅春
理事	岩倉 道夫
同	中西 克人
同	永田 剛之
同	藤原 啓子
同	藤田 穂
同	藤川 香織
同	小野 洋二
同	高橋 寛栄
同	森 善四郎
同	近藤 クミ子

同	岩本 忠博
監事	秋山 章裕
同	白川 晶弘

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条の規定に関わらず、成立の日から平成 27 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

これは、当法人の定款である。

香川県三豊市山本町辻 3 3 3 番地 1

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

理 事 長 藤 田 等

